

第37回定時株主総会  
報告事項説明資料

第 37 期  
事 業 報 告 書

2024年4月1日から

2025年3月31日まで

恵庭リサーチ・ビジネスパーク株式会社

一 添 付 書 類 一

事 業 報 告 書

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本

監 査 役 の 監 査 報 告 書 謄 本

# 事業報告書

2024年4月1日から  
2025年3月31日まで

## 1. 事業の概況

第37期事業年度は、「北海道の産業構造の高度化および自立的発展基盤の形成」という基本理念の下、「経営の健全化」、「産業支援機関としての機能強化」および「事業推進基盤の強化」を基本方針として策定した3カ年中期経営計画を総括する最終年度として、前年度に続き、各事業において、目標の達成に向けた事業の遂行に努めました。

まず、「産業支援機関としての機能強化」では、起業家育成支援事業である「恵庭起業塾」を引き続き恵庭市より受託して開催しました。恵庭市内や近郊から、幅広い世代の受講者が参加し、起業に必要な基礎知識について、分野別に専門の講師を招いて実践的な講座を行いました。また、事務代行サービスでも事業者のバックオフィス業務について、専門的実務を遺漏なく実施しました。

「経営の健全化」では、センタービルの収益力増加を目指して、老朽化対策や利便性の向上を図るための維持管理を進めつつ、公共施設管理事業では、恵庭市民会館改修に伴う一時休館による減収の影響を最小限に抑えるための調整を行いました。

「事業推進基盤の強化」では、従来の行政事務受託事業並びに公共施設管理事業を引き続き適切かつ効率的に遂行するとともに、設立以来、推進してきたリサーチコア事業は、一定の目的を達成し、役割を終えたことから区切りをつけ、株主の皆様のご理解ならびにご協力により減資を実行するなど、会社法による大会社の適用を外れ、弊社の事業規模に即した中小企業としての一步を踏み出すための節目の1年となりました。

### (1) 事業別実績

#### [研究・産業支援事業 / 交流・人材育成事業]

起業家育成支援事業では、本年度も恵庭市の特定創業支援事業である「恵庭起業塾」を受託し、昨年8月下旬から約1カ月間、経営、販路拡大、財務、人材育成の各分野に精通する講師を招いて、起業の基礎知識から事業計画書の作り方まで、6日間で9本のテーマ別講義を開講しました。また、起業支援施設として開設しているセンタービル内のシェアオフィスには、起業準備のための個人が本年3月より新たに利用を開始しました。

事務代行サービスでは、「花の拠点 はなふる」の指定管理者である(株)ガーデンシティ恵庭の事務業務を前年同様受託して会計処理、雇用手続き事務、役員会開催補助等を行い、いずれも滞りなく遂行いたしました。

#### [センタービル運営事業]

テナント賃貸事業のうち、月賃貸の入居状況について、室面積156.17㎡の新規入居をはじめ5室増室いたしました。一方の退室は、24.95㎡のタイプを中心に業務集約等による8室の他、マイナンバーカード予約コールセンター業務が終了し退室いたしました。

これらによりビル全体では、前期末より4室減り42室の入居となったものの、入居（面積）率に

については、2.1ポイント増加し79.7%となりました。

研修室等の時間賃貸では、利用が当初計画に及びませんでした。宿泊施設では、企業を中心とした団体利用および一般利用がともに増加し、増収となりました。

施設管理については、経年劣化の著しい西側の給排水管交換および北側外壁を修理し、センタービルの機能維持に努めました。

#### 〔行政事務受託事業〕

情報処理受託業務では、住民記録、住民税、国民健康保険など恵庭市の基幹業務に関する印刷加工業務や住民基本台帳ネットワークの業務保守を計画どおりに完了したほか、恵庭市全庁に係る情報事務支援の業務を滞りなく実施しました。また、恵庭市や民間企業とのデータセンターハウジング業務を引き続き実施する中、E-NET（恵庭市の行政ネットワークシステム）のサーバ更新事業を行いました。単年度事業では、定額給付金事業の印刷加工のほか、急遽実施された衆議院議員選挙における入場券の印刷や選挙人名簿システムの保守、当開票日に必要な選挙人名簿抄本の製本作業など、全面的に選挙をサポートしました。同時期にはE-NETパソコン全755台の入替業務も行い、職員が間断なくパソコンを使用できるよう、さまざまな作業が伴うキittingを短期間で完了しました。

一方、恵庭市のマイナンバーカード予約コールセンター業務につきましては、市民からの問合せに丁寧に対応してトラブルなく遂行し、コールセンター窓口は4月30日をもって終了、残る業務も8月31日に全て終了しました。

#### 〔公共施設管理事業〕

恵庭市文化施設の指定管理者として5期目の契約による初年度となった公共施設管理事業は、市民会館、公民館および市内11カ所の地区会館の運営において、これまで培ってきた施設管理のスキルおよび運営ノウハウを活かし、「安全・安心」を基本方針として、市民が安心して利用できる施設の提供に励みました。

今期の来館者数は、本年1月に着工した耐震工事のため、市民会館大ホールおよび隣接する一部の施設が利用休止となったこともあり、前年度に比べ減少となりました。

自主文化事業につきましては、例年開催している市内の中学生対象の「札幌交響楽団ジュニアクラシックコンサート」、大ホールステージでの「グランドピアノ演奏体験会」に加え、「北海道歌旅座コンサート」や「えにお寄席」では、ともに恵庭市出身のシンガーソングライターや若手落語家が出演し、舞台を盛り上げました。また、初めての取り組みとして、北海道文化団体協議会金賞を受賞した恵庭市在住の中村哲泰画伯とその家族による作品展示会を開催し、6日間の開催で恵庭市内外から約1,000人が訪れ、間近に見る絵画や彫刻作品を堪能していました。

以上のとおり、各事業を総合した結果、売上高は前期に比べ1億65万2千円減少の4億3,238万4千円に対し、売上原価および一般管理費を差し引いた営業損失として3,984万8千円を計上いたしました。

この主な原因は、センタービル機能維持のために実施した前述の大規模修繕によるものですが一時的な支出であり、概ね当初計画どおりの結果と捉えております。

なお、経常損失は3,925万7千円、税引前当期純損失は4,421万円をそれぞれ計上し、法人税・住民税および法人税等調整額を除いた当期純損失は2,407万7千円で、剰余金も減少いたしました。

## (2) 今後の課題

今期は、2022年度からの3カ年を計画期間とする中期経営計画の最終年度として、基本方針に基づいて事業別目標の達成に向けて取り組み、前述のとおり実績を上げるとともに、冒頭で報告のとおり、設立時より推進してきたリサーチコア事業は、一定の目的を達成してその役割を終えることといたしました。今後は主要事業を刷新し、中小企業としての事業継続にあたり、喫緊の課題を以下のとおり捉えております。

まず、経常収支では、行政事務受託事業における恵庭市全庁ネットワーク管理事業の縮小や、恵庭市民会館耐震工事に伴う指定管理料の減額等、減収が見込まれる中、人件費の引き上げや資材価格の高騰など、経費の上昇傾向は変わらず、経営の圧迫が懸念されます。また、今期実施した自己株式の取得により資金が減少しており、運転資金の推移にも注意が必要となります。

そして、欠かすことのできない新たな収益事業の獲得は容易ではない上、恵庭市100%出資会社を目指す当社にとって、恵庭市が今後策定する第6期総合計画での位置づけに左右されます。このため、次期総合計画において当社が果たすべき役割を明らかにする必要があります。

これらの解決に向けては、本年3月に策定した「経営改善計画」に基づき、当面は現在の事業を確実に継続しながら、執行体制や組織の見直しなど、経営基盤を確立すると共に、当社の事業領域を再定義し、2027年度を目標に事業の再構築を行います。これにより、センタービル運営事業を中核に据えて、地域の交流拠点や行政事務センターとしての新たな事業展開を図ります。

直面する課題を解決し、リサーチコア事業から転換し新たな組織として事業を進めるため、株主の皆様の変わらぬご理解並びにご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (3) 業績の推移

区 分	第 34 期 (2021年度)	第 35 期 (2022年度)	第 36 期 (2023年度)	第 37 期 (2024年度)
売 上 高 (千円)	810,922	687,955	533,036	432,384
当 期 純 利 益 (千円)	78,375	96,808	25,403	△24,077
1株当たり当期純利益 (円)	2,598.63	3,209.82	842.27	△1,252.23
総 資 産 (千円)	1,678,416	1,730,160	1,737,197	1,056,241

## 2. 会社の概況

### (1) 主要な事業内容

- ① 研究・産業支援事業
  - ・経営・マーケティング指導
  - ・研究開発指導
  - ・大学・研究機関・企業等への紹介
  - ・研究開発資金の斡旋
  - ・「食品と機械リエゾンオフィス」の運営
  - ・その他産業支援に関する業務
- ② 交流・人材育成事業
  - ・異業種交流事業
  - ・セミナー・シンポジウムの企画・開催
  - ・展示会・見本市等の企画・プロモート
  - ・交流・親睦事業
- ③ センタービル運営事業
  - ・貸事務室・店舗・研究室・インキュベータ室の賃貸
  - ・会議室・研修室・宿泊室・試験研究機器の開放
- ④ 行政事務受託事業
  - ・各種電算業務
- ⑤ 公共施設管理事業
  - ・恵庭市民会館・公民館・地区会館指定管理者
- ⑥ 公共事業
  - ・マイナンバーカードに関する受託業務

### (2) 主要な事業所

本 社 恵庭市恵み野北3丁目1番1

### (3) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 60,000株
- ② 発行済株式の総数 8,294株
- ③ 株 主 数 5名
- ④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	議 決 権 比 率	当社の大株主への出資状況
恵 庭 市	7,600株	91.63%	—

## (4) 従業員の状況

従業員数		平均勤続年数
男性	31名	25年10カ月
女性	13名	10年6カ月
計	44名	19年11カ月

注：契約、派遣およびパート社員は、勤続年数に含めておりません。

## (5) 重要な子会社の状況

名称	出資比率	主要な事業内容
株式会社ガーデンシティ恵庭	53.3 %	公共の福祉並びに地域の発展、振興に資する事業

## (6) 取締役および監査役

地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役相談役(注1)	原田 裕	恵庭市長
代表取締役社長	北越 俊二	
取締役副社長(注1)	横道 義孝	恵庭市 副市長
専務取締役	大槻 雄二	
取締役(注1・3)	安彦 史朗	北海道 経済部 産業振興局長兼スタートアップ推進室長
取締役(注1)	三浦 幹央	株式会社日本政策投資銀行 北海道支店 次長
取締役(注1・3)	矢納 正人	株式会社大林組 執行役員札幌支店長
取締役(注1)	安藤 隆善	株式会社北洋銀行 恵庭中央支店長
取締役(注1)	松崎 剛	大成建設株式会社 札幌支店 営業担当部長
取締役(注1)	玉川 裕一	株式会社玉川組 代表取締役社長
取締役(注1)	岡部 利夫	株式会社北海道銀行 恵庭支店長
取締役(注1・3)	長倉 一茂	株式会社日立製作所 北海道支社 社会システム第二営業部長
取締役	松本 耕二	株式会社ガーデンシティ恵庭 代表取締役社長
常勤監査役	佐々木 良幸	
監査役(注2)	日比野 卓也	サッポロビール株式会社 北海道工場長
監査役(注2)	中川 淳一	恵庭商工会議所 専務理事

注1. 取締役は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

注2. 監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

注3. 取締役 奥村敦史氏は、2024年6月28日に辞任いたしました。

取締役 西居昭彦氏は、2025年2月28日に辞任いたしました。

取締役 安彦史朗氏、矢納正人氏および長倉一茂氏は、同年3月31日に辞任いたしました。

監査役 加賀谷知彦氏は、2024年8月31日に辞任いたしました。

(7) 取締役および監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

(単位：千円)

区 分	取 締 役		監 査 役		計		摘 要
	支給 人員	支 給 額	支給 人員	支 給 額	支給 人員	支 給 額	
定款又は 株主総会 決議に基 づく報酬	2名	7,200	1名	360	3名	7,560	取締役の報酬総額は 年額2,500万円以内 監査役の報酬総額は 年額50万円以内
計		7,200		360		7,560	

(8) 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(9) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要  
内部統制基本方針（平成18年6月9日 第104回取締役会決議）

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制
- ⑥ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

# 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>224,768</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>35,321</b>
現金及び預金	120,411	未払金	463
営業未収入金	43,119	未払費用	22,197
有価証券	50,000	預り金	57
未取還付法人税等	9,895	未払消費税等	462
その他	1,343	契約負債	4,134
<b>固 定 資 産</b>	<b>831,473</b>	前受収益	3,976
(有形固定資産)	778,070	賞与引当金	4,032
建物	572,380	<b>固 定 負 債</b>	<b>58,551</b>
構築物	21,505	預り保証金	10,011
機械装置	1,931	退職給付引当金	48,540
車両運搬具	390	<b>負 債 合 計</b>	<b>93,873</b>
工具器具備品	18,223	(純資産の部)	
土地	163,642	<b>株 主 資 本</b>	<b>962,368</b>
(無形固定資産)	2,785	資本金	100,000
ソフトウェア	2,785	資本剰余金	790,373
(投資その他の資産)	50,618	その他資本剰余金	790,373
関係会社株式	16,000	利益剰余金	71,995
出資金	10	その他利益剰余金	71,995
長期前払費用	100	繰越利益剰余金	71,995
繰延税金資産	34,508	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>962,368</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,056,241</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,056,241</b>

# 損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	額
売上高		432,384
売上原価		400,944
<b>売上総利益</b>		<b>31,441</b>
一般管理費		71,289
<b>営業損失(△)</b>		<b>△ 39,848</b>
営業外収益		590
受取利息及び配当金	487	
雑収入	104	
<b>経常損失(△)</b>		<b>△ 39,257</b>
特別損失		4,952
固定資産除却損	4,952	
<b>税引前当期純損失(△)</b>		<b>△ 44,210</b>
法人税、住民税及び事業税		322
法人税等調整額		△ 20,455
<b>当期純損失(△)</b>		<b>△ 24,077</b>

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式		株主資本合計
		その他資本剰余金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
当期首残高	1,508,000	—	96,072		—	1,604,072	
当期変動額							
当期純損失(△)			△ 24,077			△ 24,077	
減資	△ 1,408,000	1,408,000				—	
自己株式の取得				△ 617,627	△ 617,627	△ 617,627	
自己株式の消却		△ 617,627		617,627	—	—	
当期変動額合計	△ 1,408,000	790,373	△ 24,077		—	△ 641,704	
当期末残高	<b>100,000</b>	<b>790,373</b>	<b>71,995</b>		<b>—</b>	<b>962,368</b>	

## 個 別 注 記 表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 記載金額については、千円未満を四捨五入しております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法  
満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）によっております。  
子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法によっております。
3. 固定資産の減価償却方法  
有形固定資産（リース資産を除く）… 定額法を採用しております。  
ソフトウェア（リース資産を除く）… 定額法を採用しております。
4. 引当金の計上方法  
賞与引当金 … 従業員への賞与の支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。  
退職給付引当金 … 従業員の退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
5. 収益及び費用の計上基準  
業務受託による収入及び賃貸収入は、主に公共施設指定管理業務受託、地方自治体に関する電算業務受託及び施設の賃貸収入であり、顧客との業務委託契約もしくは賃貸借契約に基づいて役務提供をする履行義務を負っております。当該履行義務は、履行するにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたって収益を認識しております。

### 【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,255,288 千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
短期金銭債権 413 千円  
長期金銭債務 272 千円

### 【損益計算書に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益の金額 340,157 千円
2. 関係会社との取引高  
営業取引による取引高  
売上高 5,067 千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数  
 普通株式 8,294 株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	1,375
退職給付引当金	16,940
その他	17,966
繰延税金資産計	36,281
繰延税金負債	
未収事業税	1,773
繰延税金負債計	1,773
繰延税金資産の純額	34,508

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定して行っております。

営業未収入金に係る取引先の信用リスクは与信管理を行い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことでリスク低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびそれらの差額は次の通りです。

なお、現金は注記を省略しており、預金及び営業未収入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券	50,000	49,840	△160

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## 有価証券

社債については、日本証券業協会公表の売買参考統計値により時価を算定しており、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しています。

### 【賃貸等不動産に関する注記】

#### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、恵庭市内において賃貸用のビル（土地を含む）を有しております。

#### 2. 賃貸不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
736,022	513,845

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した額であります。

(注2) 当期末の時価は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価書を基にした金額であります。

### 【関連当事者との取引に関する注記】

親会社及び法人主要株主等

種類	名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）	
主要株主	恵庭市	被所有 91.63 ※1	各種業務の受託、 役員の兼務等	営業取引 ※2	システム開発・運用	96,467	営業未収入金	23,953
					賃貸収入	46,940	〃	689
					公共施設管理受託	169,983	〃	15,437
					産業支援収入	890	〃	—
					公共事業収入	1,585	〃	—
主要株主	北海道	— ※1	— ※1	自己株式の取得 ※3	169,476	—	—	

(注) ※1. 「議決権の所有（被所有）割合」及び「関連当事者との関係」については、自己株式取得後のものであります。

※2. 受託業務に係る原価を基に双方協議の上、条件を決定しております。

※3. 自己株式の取得については、2024年6月28日の定時総会の決議に基づき、特定の株主から自己株式の取得をしました。取引価格については、純資産価額及び類似業種比準価額を基に双方協議の上、条件を決定しております。なお、自己株式の取得の結果、北海道は、当社の主要株主から外れ、関連当事者に該当しなくなりました。

### 【1株当たり情報に関する注記】

- 1株当たり純資産額 116,031円85銭
- 1株当たり当期純損失 △1,252円23銭

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

恵庭リサーチ・ビジネスパーク株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
札幌事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

新村 久

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、恵庭リサーチ・ビジネスパーク株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書

類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役の監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその他附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月19日

恵庭リサーチ・ビジネスパーク株式会社 監査役会

常勤監査役

佐々木 良幸 

社外監査役

日比野 卓也 

社外監査役

中川 淳一 